

第5章 計画の推進体制と進行管理



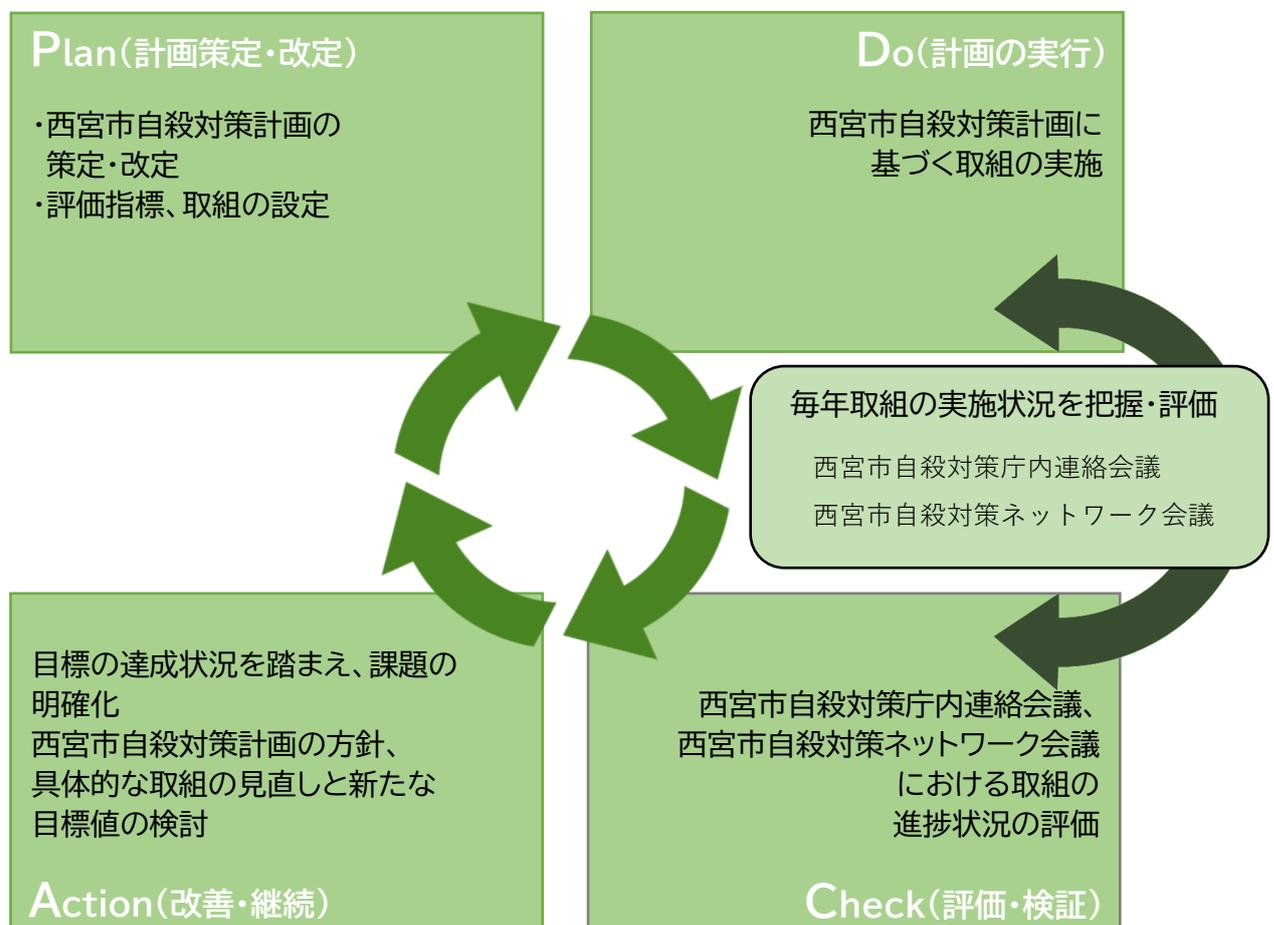
1 計画の推進体制

自殺対策の推進においては、庁内をはじめ関係機関や団体、地域との緊密な連携が欠かせません。庁内体制として、「西宮市自殺対策推進本部」及び庁内関係課からなる「西宮市自殺対策庁内連絡会議」において、全庁的かつ横断的な自殺対策の推進に向けた連絡・調整を行います。

また、管内の関係機関で構成する「西宮市自殺対策ネットワーク会議」において、関係機関等との連携強化、情報共有を図り、市全体での取組を推進します。

2 進行管理

本計画を効果的・計画的に推進していくために、令和17（2035）年度だけでなく、定期的に西宮市自殺対策庁内連絡会議等で関係課の取組の推進及び進行状況の点検や課題の整理、取組の評価等の進行管理を行います。



令和 17（2035）年度：最終評価